

令和 7 年 3 月 1 9 日（水）

令和 7 年 3 月定例会 総務厚生常任委員会委員長 報告

総務厚生常任委員会に付託されました議案 1 9 件について、審査の概要と結果をご報告申し上げます。

先ず、第 15 号議案 志木市債権管理条例の件につき申し上げます。

第 7 条に年に 1 回、市長が議会に報告するとされているが、どのタイミングなのかとの質疑に対し、令和 7 年度に本条例が施行されるので、令和 7 年度の債権の放棄に関することについては、令和 8 年の 9 月、決算の時に報告したいと考えているとの答弁がありました。

次に、第 16 号議案 志木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の件につき申し上げます。

現状、どれぐらいの保育園が適用されるのか、審査の期間と認可が下りるタイミングはとの質疑に対し、来年度実施を希望しているのは 17 施設前後であり、国が定める基準に合致しているか書類で審査し、見に行く場合もある。児童福祉審議会にかけて意見聴取を行った上、認可を下ろす予定であり、令和 7 年 6 月からスタートできればと考えているとの答弁がありました。

次に、第 17 号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、執行部の説明を以て了承いたしました。

次に、第 18 号議案 志木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の件につき申し上げます。

現在の介護休暇取得率と今後どれぐらいの伸びを見込んでいるのか、休暇中の処遇はどうなっているのか、年次有給休暇で足りている場合もあるのかとの質疑に対し、

今年度、介護休暇を取得した職員はいないが、過去には取得した職員もあり、介護が発生した時に取得できるように事前に説明をしていきたい。

給与は無給になるが、代わりに共済組合から 100%ではないが介護休業手当金が補填される。

また、年次有給休暇を介護に使っている職員はいるとの答弁がありました。

次に、第 19 号議案 志木市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、執行部の説明を以て了承いたしました。

次に、第 20 号議案 志木市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の件につきましては、執行部の説明を以て了承いたしました。

次に、第 21 号議案 志木市介護保険条例の一部を改正する条例の件につき申し上げます。

今回の改正で、地域包括支援センター職員の常勤換算については現実的だと思うが、異なる事業者間で柔軟な配置といっても難しいのではないか。あくまでもやむを得ない場合として、地域包括支援センター運営協議会の許可を得てからという理解でよいのかとの質疑に対し、事業者間の異動等については受託者と協議の上ということになるかと考える。

当然、本市の場合においては、介護保険運営協議会での協議の上、受託者に適切に指導等

を行うとの答弁がありました。

次に、第 22 号議案 志木市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の件につき申し上げます。

現在どのような方が委員を務めており、年何回ぐらい開催しているのかとの質疑に対し、有識者 4 人、幼稚園・保育園等の事業従事者 4 人、保護者 4 人であり、例年は年 3～4 回、計画策定時は年 5～6 回開催しているとの答弁がありました。

次に、第 23 号議案 志木市保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、執行部の説明を以て了承いたしました。

次に、第 24 号議案 志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件につき申し上げます。

現在栄養士、管理栄養士はどれぐらいの人数で、足りているのかとの質疑に対し、志木市の栄養士は全員管理栄養士の資格を持っており、10 人前後はいる状況で、足りていないという印象は持っていないとの答弁がありました。

次に、第 25 号議案 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件につき申し上げます。

令和 8 年度についてはどの程度の改正をめざしているのかとの質疑に対し、県の運営方針では令和 8 年度末で法定外繰入れは解消するようにといわれているが、当初予算では若干計上可能と考えている。令和 7 年度決算の繰越金を使って繰り入れ分を解消する形になるかと思うので、当初予算では法定外繰入金を 1 億円程度は見てもいいのではないかと

考えているとの答弁がありました。

また、国民健康保険で使う医療費を安くしていくしか手はないのかなと思うが、市として啓発していく予定があるのかとの質疑に対し、ジェネリック医薬品に切り替えると窓口負担額が少なくなるとの通知は個別に送付している。健康政策課では重複・頻回受診等々各種健康事業を行っており、5年10年のスパンで医療費削減につながるのではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、第2号議案 令和6年度志木市一般会計補正予算（第9号）の件につき申し上げます。

2款8項4目災害対策費、事業用備品購入費 1,502 万円と公用車購入費 3,184 万円について、購入を決めた経緯はとの質疑に対し、簡易ベッドとトイレトラックについては、令和6年12月に、国の補正予算に盛り込まれた「新しい地方経済・生活環境創生交付金」のメニューに入っていたのが一番の理由である。また、簡易ベッドについては、去年の能登半島地震を踏まえて、国の方針として、避難所開設当初から段ボールベッドや簡易ベッドをすぐ設置できるように準備するようにとの通達があり、それに基づいて購入する。トイレトラックについては、従来から学校に便槽を用意してきたが、どこにでも設置可能な機動力を発揮する観点から購入しようと考えたとの答弁がありました。

3款1項3目老人福祉費 高齢者世帯実態調査の回収率は、分析はできているのかとの質疑に対し、令和6年度は調査対象者 5,192 人のうち回答者が 5,101 人、回収率は 98.3%である。集計が終わっている昨年度については、「身体状況について困っていることはありますか」という質問があり、その結果が「階段を上り下りしにくい」という方が一番多かったなどの報告は受けている。回答をいただいた結果から、支援が必要な方に対しては、

個別に高齢者あんしん相談センターが介護サービスにつなげているとの答弁がありました。

次に、第 3 号議案 令和 6 年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、執行部の説明を以て了承いたしました。

次に、第 5 号議案 令和 6 年度志木市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、執行部の説明を以て了承いたしました。

次に第 6 号議案 令和 6 年度志木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、執行部の説明を以て了承いたしました。

次に第 8 号議案 令和 7 年度志木市一般会計予算 の件につき申し上げます。

2 款 1 項 2 目広報広聴費 「広報しき」が令和 8 年 1 月から 3 月は全戸配布をするとして予算が計上されているが、配布についての予算はどの程度かとの質疑に対し、3 か月分のポスティング委託料で 228 万 6,900 円、年間では約 900 万円との答弁がありました。

また、少しでもコストを落とす努力をしているのかとの質疑に対しては、印刷方法を切り替えるとともに、紙質を調整し、単価の調整を図っていくとの答弁がありました。

7 目発注庁舎管理費 庁舎維持管理費の施設管理委託料の増要因についての質疑に対し、人件費の高騰が続いているということと、現在別途契約にしている委託業務のうち、この総合管理に含めた方がより効率的であるものを加えている。業務内容も、より充実させるべく、体制強化も含めて予算を見込んでいるとの答弁がありました。

8 項 4 目災害対策費 災害時自動架電システムが導入されるということだが、水害に特化したシステムなのか、対象者はどのような方々かとの質疑に対し、基本的には予測が可能な水害時の避難情報等の発信を想定しているが、震災時でも、発災後の避難所開設等についても活用していきたい。また、対象者は避難行動要支援者名簿掲載者のうち、家の固定電話しかない独り暮らしの方等、これまで自ら情報を得られなかった方 2,000 人分を計上しているとの答弁がありました。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 民生委員・児童委員について、現在の充足状況について、また、今年の一斉改選については、どこの町内会も非常に苦慮されていると思うが、何か新たな工夫はないのか、人員減による機能はどうなるのかとの質疑に対し、現在の委員は定数 86 人に対して委嘱が 84 人、欠員は 2 人である。次期一斉改選に向けて、町内会からの推薦のほかに、各種市民団体に候補者の情報提供をいただけるように調整を図っている。充足がされない地域では高齢者の見守りが希薄になることを危惧しており、高い充足率が維持できるように今後努力していきたいとの答弁がありました。

3 目老人福祉費 新たに後期高齢者に対する重複頻回・重複多剤服薬者支援事業については、国民健康保険からの切れ目のない支援ということだが、どのように取り組んでいくのかとの質疑に対し、個別にわかりやすい通知で見える化し、薬剤師が家庭訪問していく。また、この事業に関しては、地域医療連絡協議会で医師会、歯科医師会、薬剤師会の 3 師会に、効果検証まで含めて説明しているとの答弁がありました。

2 項 1 目児童福祉総務費 こどもショートステイ事業については、どのようなところに委託していくのか、トラブルへの対応はとの質疑に対し、NPO 法人に委託を想定してい

る。預ける側と協力家庭のマッチングを行い、双方が納得していただいております。トラブル等についても、他自治体での実績、病児等緊急サポート事業としての実績も長くあるので、対応は可能と判断しているとの答弁がありました。

こども家庭センターについて、具体的にどのような事業か、組織はとの質疑に対し、児童福祉と母子保健の機能を一体化して、両方の視点から相談支援を行い、児童虐待予防の強化を図っていく。ハイリスクのケースの相談やこどもショートステイ事業等、新しい事業も行い、利用勧奨や利用措置も可能となる。児童福祉に関する相談は、子ども支援課内のこども家庭センターで、母子保健に関する相談は、健康増進センター内のこども家庭センターで行っていく予定との答弁がありました。

3 目保育園費 北美保育園の設計について、子育て支援センターは設置されるのかとの質疑に対し、公立保育園のあり方方針の中では、建て替えに伴い設置するとされているが、宗岡地区の子育て支援センターは充足している傾向にあるということで、新しく建てる北美保育園については、医療的ケア児など配慮を要する子どもの一時保育も受けられるような、新たな一時保育機能を設けた公立保育園を構想しているので、子育て支援センターを併設する予定はないとの答弁がありました。

4 款 1 項 3 目予防費 ママサポあんしんタクシー事業について、デマンド交通と重複するのではないかと質疑に対し、デマンド交通は地区が限定されているが、本事業は地域限定されていないので、里帰り先でも使っていただける。デマンド交通の自己負担額についても、利用料の 1/2 は助成できるので、周知していきたいとの答弁がありました。

次に、第 9 号議案 令和 7 年度志木市国民健康保険特別会計予算 の件につき申し上げます。

保健事業、歯周病リスク検査の趣旨と状況についての質疑に対し、歯や口腔環境が生活習慣病と密接な関係があることから、国民健康保険被保険者のうち、40、50、60、70 歳で過去 3 か月間歯科受診が確認できない方を対象とし、案内送付したうえで、希望者に実施している。

令和 6 年度については対象者 631 人、申し込みが 69 人、1 月末現在の実績は 55 人との答弁がありました。

次に、第 11 号議案 令和 7 年度志木市介護保険特別会計予算 の件につき申し上げます。

「しきボラねっと」のスタートの時期等の質疑に対し、年度の後半にはスタートさせたいと考えている。それまでに助ける側と支援を求める側のニーズを高齢者あんしん相談センターなどを通じて、また、市内のサロンや活動の場所などで市民の方のご意見なども伺いながら、丁寧に事業を組み立てていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、第 12 号議案 令和 7 年度志木市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、執行部の説明を以て了承いたしました。

以上で質疑を終了し採決を行った結果、第 15 号議案、第 16 号議案、第 17 号議案、第 18 号議案、第 19 号議案、第 20 号議案、第 21 号議案、第 22 号議案、第 23 号議案、第 24 号議案、第 2 号議案、第 3 号議案、第 5 号議案、第 6 号議案、第 11 号議案、第 12 号議案については総員を以て、また、第 25 号議案、第 8 号議案、第 9 号議案については賛成多

数を以て、原案の通り可決すべきものと決しました。